

○東総地区広域市町村圏事務組合ごみ焼却施設
建設運営事業者選定委員会条例

平成 28 年 2 月 16 日

条 例 第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により、東総地区広域市町村圏事務組合が実施する広域ごみ焼却施設建設及び運営に係る事業者選定を公平かつ適正に行うため設置する東総地区広域市町村圏事務組合ごみ焼却施設建設運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、管理者の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審査し、答申するものとする。

- (1) 事業者の選定基準に関すること。
- (2) 事業者による提案書その他資料の審査に関すること。
- (3) 優秀提案者の選定に関すること。
- (4) その他管理者が必要と認めた当該事業に関すること。

(委員会)

第 3 条 委員会は、委員 7 名以内で組織し、次の各号に掲げる者の中から管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他管理者が特に必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問にかかる審査が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を総理し、会務を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 5 会議は、出席委員の過半数の同意により非公開とすることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(委員の責務)

第8条 委員は、事業者の選定を公平かつ適正に行うものとする。

- 2 委員は、企業等から便宜や利益誘導等の要請、依頼等の働きかけを受けたときは、速やかにその記録を作成して委員長に報告するものとする。
- 3 委員長は、委員から報告があった場合は、働きかけの内容に応じて必要な措置を講ずるものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、施設整備課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。